

笠間市次世代育成支援行動計画

「かさまっ子未来プラン」(案)

平成19年3月

笠間市

目次

計 画 編	2
第 1 章 計画の概要	3
1 計画の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
第 2 章 計画の基本理念と施策の体系	5
1 計画の基本理念	5
2 計画の基本視点	6
3 基本目標と基本施策	8
4 体系図	10
第 3 章 施策の展開	12
1 いきいきと子どもを育てるまち	12
2 すくすくと子どもが生まれ育つまち	16
3 心豊かに子どもが成長するまち	19
4 にこにこ子どもをつつむまち	23
第 4 章 目標事業量の設定	26
1 特定 14 事業の内容説明	26
2 目標事業量	28
第 5 章 計画の推進	31
資 料 編	
1 笠間市総人口の推移	33
2 笠間市年齢 3 区分構成比	33
3 笠間市女性の労働力率（平成 12 年）	34
4 旧市町別、茨城県合計特殊出張率の比較	34
5 幼稚園数、入園児童数の推移	35
6 旧市町の自然動態の推移	36
7 旧市町の社会動態の推移	36
8 旧市町の保育所数の推移	37
9 笠間市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	38

計 画 編

第 1 章 計画の概要

1 計画の趣旨

現在、わが国では、子どもの数が減るいわゆる「少子化」が進行し、第1次ベビーブームの合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む平均子ども数）は4.54人を数えましたが、その後は減少傾向が続き、昭和35年頃からわずかながら上昇したものの、昭和46年をピークに減少の一途をたどっています。そして、平成16年における全国の合計特殊出生率は1.29人という過去最低の数値になっています。

このような少子化の進行は、子どもの社会性や自主性の低下、労働人口の減少による経済力の低下、社会保障制度を支える世代の負担増、人口の減少、地域連帯意識の希薄化など地域社会の活力低下を招き、また、経済社会の将来に深刻な影響を与えることとなります。

このような状況の中、国は平成6年に「エンゼルプラン」を策定し、社会全体で子育てを支援していく姿勢を打ち出しました。平成11年には「少子化対策推進基本方針」を決定し、これをふまえて「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画（新エンゼルプラン）」を策定しました。また、平成13年には「仕事と子育ての両立支援の方針」に基づく「待機児童ゼロ作戦」なども実施しており、子育てと仕事の両立を中心に、子どもを生み育てやすい環境を整えていくことに重点をおいた取り組みが進められてきました。

しかし、平成14年に公表された日本の将来推計人口によれば、これまで少子化の主な要因とされていた未婚化や晩婚化の進行に加えて、「夫婦の出生力の低下」が新たに指摘されています。

そこで、平成14年9月、国は子育てと仕事の両立支援が中心であったこれまでの取り組みに加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿った総合的かつ計画的な取り組みとして、「少子化対策プラスワン」を策定しました。

そして、このような取り組みを具現化するために、国は平成15年、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び企業は、国の指針に基づいて、次世代育成支援に関する行動計画を策定し、今後10年間の集中的かつ、計画的な取り組みを推進することとしました。

本市においても、この法律に基づき、旧市町の「次世代育成支援行動計画」を踏まえ、子どもを安心して育てられる、また、子どもが健やかに育つことのできるまちをめざし、「笠間市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項（資料編参照）に基づき、すべての子育て家庭を対象として、笠間市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

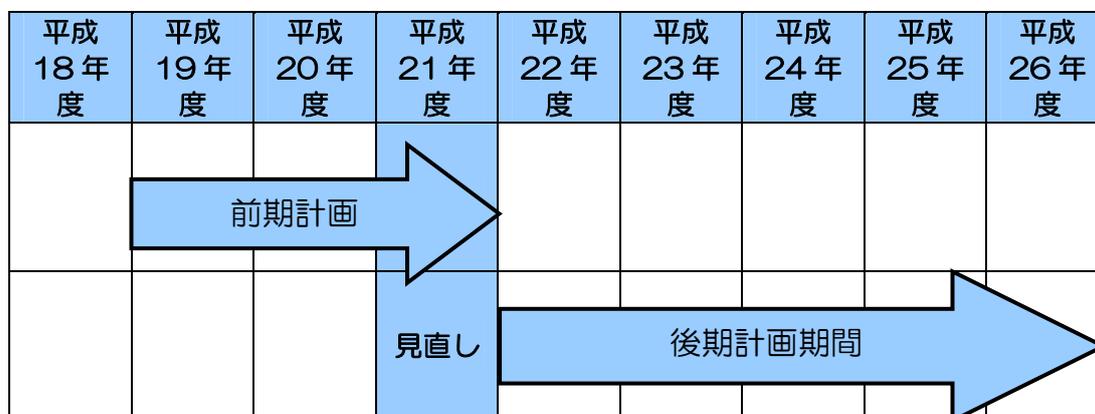
さらに、この計画ではこれまでの旧市町の取り組みとの継続性を保つとともに、さまざまな分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性、連携を図っています。

3 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、市が定める行動計画の期間は平成17年度からの5年間で前期計画とし、前期計画に関する必要な見直しを、平成21年度に行ったうえで、平成22年度からの5年間で後期計画としています。

しかし、本計画は平成16年度に旧笠間市、友部町、岩間町のそれぞれで策定した計画を、平成18年3月の合併を機に、一本化したものであるため、前期計画は平成19年度からとします。

また、3年間の計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。



第2章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

地域の皆で支え合う・子育てのまち 笠間市

「少子化」といったことばが示すように、現在、次代を担う子どもの数が減少の一途をたどっています。少子化を進行させている要因の1つには、女性の社会進出や、核家族化の進展といった社会的な変化があります。その結果、子育てと仕事の両立が困難となっています。

また、少子化により地域のつながりも希薄になりつつあり、子育てなどに関する情報交換の機会が少なくなって、子育てへの不安や、子育ての孤立化などが増えています。子育てへの波及だけでなく、子ども同士がふれあい、異年齢の子どもたちの群れて遊ぶ環境が失われ、子どもの心身の成長に与える影響の大きさも懸念されています。

現代のこの社会状況下で子どもを生み、育てるためには、個人や家庭だけでなく、地域全体で連携をとり、支援していくことが重要です。

例えば、親族や知人・友人だけでなく、隣近所、ボランティアやNPOなどの各種団体、行政、企業など、地域全体での連携を図り、情報の提供や、サークルなどの活動を行っていくことで、子育ての不安や負担を軽減できるきっかけになるとともに、人とのかかわりが増えることで、子育ての孤立化の解消にもつながります。

また、地域の活動を活性化させることは地域における教育として、子ども同士の交流や、世代を超えた交流につながってきます。

このように、子育てを地域の皆で支え合い、子どもがいきいきと育つ、子育てのまちをめざして、笠間市ではこの理念を掲げます。

※NPO……Non Profit Organization の略語で「非営利組織」のこと。利益を目的としない市民活動組織をいう。

2 計画の基本的視点

計画の基本理念の実現に向けて、次に掲げる8つの基本的な視点で本計画に取り組む必要があります。

(1) 子どもの視点

子育ては男女が協力して行うべきものとした視点に立ち、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する取り組みが必要です。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親になるという認識の下、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを推進する必要があります。

(3) サービス利用者の視点

社会環境や市民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。このような多様の個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要となります。

(4) 社会全体による支援の視点

国及び地方公共団体をはじめとし、企業や地域社会を含めた社会全体が、協力して取り組めるよう、様々な担い手の協働による推進体制が必要となります。

(5) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援に取り組む必要があります。

(6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域活動団体や市社会福祉協議会などの民間事業者、既存の公共施設等、自然環境、伝統文化等の地域が有する様々な社会資源を、十分かつ効果的に活用する必要があります。

(7) サービスの質の視点

サービスの供給量を確保することはもとより、人材の資質向上やサービス評価等を行うことによるサービスの質の充実に取り組む必要があります。

(8) 地域特性の視点

本市における人口構造や産業構造、社会資源の状況や利用者のニーズ・必要とされる支援策の把握を踏まえ、主体的な取り組みを行う必要があります。

以上の8つの基本的な視点を踏まえ、次の4つの柱（基本目標）を設定し、本市における次世代育成支援対策の各施策・事業を推進していきます。

1 いきいきと子どもを育てるまち

2 すくすくと子どもが生まれ育つまち

3 心豊かに子どもが成長するまち

4 にこにこ子どもをつつむまち

3 基本目標と基本施策

基本目標1 いきいきと子どもを育てるまち

子育ての責任が家庭にあることが基本ですが、かつては一般的だった三世代同居による高齢者の援助や、地縁・血縁による助け合いも、急速な核家族化や都市化により期待できない状況になってきており、親の子育ての負担はかつてないほど大きくなっています。

そこで、今後は家庭や地域社会、保育所、幼稚園、学校、企業、行政などが連携し、地域としてきめ細かな子育てを支援する各種サービスを提供していくことにより、親の子育て負担を軽減して、親がいきいきと子どもを育てるまちづくりを目指します。

【基本施策】

- 1 地域における子育ての支援
- 2 仕事と子育ての両立の推進
- 3 保護が必要な子どもや家庭への支援

基本目標2 すくすくと子どもが生まれ育つまち

子どもが健やかに生まれ、人間性豊かに育つことは、子どもたちにとって大切な権利であり、また、活力ある地域社会を持続させるためにも必要不可欠なことです。

そこで、子どもたちが健やかに生まれ育ち、次代の親として心豊かに成長できるようなまちづくりを目指します。

【基本施策】

- 1 母子保健、小児医療の充実
- 2 「食育」の推進

基本目標3 心豊かに子どもが成長するまち

地域の子どもが心豊かに成長していけるように、幼児教育、学校教育を充実させ、社会の変化に主体的に対応し、心豊かにたくましく生きる力を育成します。また、世代間交流の機会を増やし、仲間や家族、地域の人々とのふれあいが生まれる場を提供していきます。

【基本施策】

- 1 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備
- 2 家庭における教育力の向上
- 3 地域活動を通じた地域教育力の向上

基本目標4 にこにこ子どもをつつむまち

交通事故や犯罪の危険、また生活環境の悪化など、子どもを取り巻く地域の環境は決して安全、安心とはいえない状況にあります。

そこで、地域全体として、安心して子育て、子育てができるようなまちづくりを目指します。

【基本施策】

- 1 子どもを取り巻く生活環境の整備
- 2 子どもの安全の確保

4 体系図

基本理念：地域の皆で支えあう・子育てのまち 新笠間

基本目標1 いきいきと子どもを育てるまち

(1) 地域における子育ての支援

*子育て支援サービスの充実
*子育て支援のネットワークづくり
*児童の健全育成 他

(2) 仕事と子育ての両立の支援

*男女の働き方の見直し
*放課後児童クラブの充実
*通常保育事業の充実 他

(3) 保護が必要な子どもや家庭への支援

*ことば・こころの教室
*おひさま教室
*特殊教育就学奨励費補助 他

基本目標2 すくすくと子どもが生まれ育つまち

(1) 母子保健、小児医療の充実

*子どもや母親の健康の確保
*思春期保健対策の充実
*小児医療の推進 他

(2) 「食育」の推進

*地産地消の推進
*食育指導、事業の実施
*食育講演会の開催 他

基本目標3 心豊かに子どもが成長するまち

(1) 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

*子育てにおける男女共同参画の推進
*小児生活習慣病予防健診の充実
*幼稚園・小学校との交流 他

(2) 家庭における教育力の向上

*子育て講演会の実施
*家庭教育学級・講座の開催 他

(3) 地域活動を通じた地域教育力の向上

*子どもの体験活動の推進
*親子の交流・自然体験学習の推進
*各種講座の開催 他

基本目標4 にこにこ子どもをつつむまち

(1) 子どもを取り巻く生活環境の整備

*歩道の整備
*子どもの安全を守る事業の推進
*子どもの遊び場の整備 他

(2) 子どもの安全の確保

*交通安全対策の推進
*防犯対策の推進
*被害にあった子どもの保護の推進 他

第3章 施策の展開

1 いきいきと子どもを育てるまち

(1) 地域における子育ての支援

【現状と課題】

核家族化や都市化の進行にともなって、近隣関係が希薄となり、子育ての「孤立化」が進み、育児に不安感や負担感を抱く親が多くなっています。

子育ての「孤立化」の解決や「育児への不安や負担」の解消には、親同士が気軽に集い、相談や情報交換ができる場が必要です。

【施策の内容】

事業一覧	担当課
* 保育サービス評価制度の導入⇒平成21年度～	子ども福祉課
* 保育所における保育サービスの充実	子ども福祉課
* 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	子ども福祉課
* 子育てサポート事業の充実	子ども福祉課
<子育て支援サービスの充実>	
* 保育所の子育て相談（保育所における育児相談）	子ども福祉課
<子育て支援のネットワークづくり>	
* 子育てサークル活動への支援（子育てサークルの親子に対する学びの場、遊びの場の提供及び母親が研修している間の託児支援）	子ども福祉課
* 子育てボランティアの支援（子育てに関心を持っているボランティアを募り、地域子育て支援センター活動の手伝やサークル活動中の託児支援を実施）	子ども福祉課
<児童の健全育成>	
* 地域交流事業（老人ホームを訪ねたり、お年寄りを保育所や幼稚園に招待して交流）	子ども福祉課
* 児童手当の支給（小学校終了前の子どもを養育している方を対象に、3歳未満の1人目と2人目がそれぞれ月額1万円、3人目以降は1人につき1万円を支給）	子ども福祉課
* 乳幼児健康支援一時預かり事業（施設型病後時保育）の推進⇒友部地区	子ども福祉課
* 一時保育事業の推進⇒笠間地区	子ども福祉課
* 地域子育て支援センター事業の充実	子ども福祉課
* 通常保育事業の拡充	子ども福祉課
* 延長保育事業の実施	子ども福祉課
* 乳児保育事業の実施	子ども福祉課
* 障害児保育事業の実施	子ども福祉課
* 保育所地域活動事業の実施	子ども福祉課
* 保育所の整備	子ども福祉課
* 笠間市要保護児童対策地域協議会の設置	子ども福祉課

事業一覧	担当課
*就学援助費の支給（「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助）	学校教育課
*幼稚園における預かり保育事業の実施⇒平成20年度～	学校教育課
*子育て支援総合ガイドの作成⇒平成20年度～	子ども福祉課
*子ども会活動（市内の小・中学生を対象に、友遊ランド、矢板市との交流会、宿泊事業などを実施）	生涯学習課
*図書館のおはなし会の開催（幼児、小学生を対象に絵本、紙芝居の読み聞かせなどを実施）	図書館
*学校との連携（学校への資料提供、子どもへ学習の場や資料の紹介・提供）	図書館

(2) 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

近年、女性の社会進出により、共働き家庭が増加しています。このような状況下、育児をしながら仕事をするには、家庭や職場の理解と配慮が必要となっています。

そのため、家庭生活と職場環境の在り方を見直すために、育児休業制度の普及や取得を推進していく必要があります。

また、育児休業を取得しない者に対しては、短時間勤務制度、フレックスタイムなどの措置を講ずる義務が育児・介護休業法で定められており、労働時間の短縮やフレックスタイムの導入など、「働き方」の見直しに努めるよう働きかけることも必要です。

正規に雇用される状況が困難となっている現状から、出産後の職場復帰や再就職を希望する場合の支援も必要です。

【施策の内容】

事業一覧	担当課
*放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実（再掲）	子ども福祉課
*乳幼児健康支援一時預かり事業（施設型病後児保育）の推進（再掲）	子ども福祉課
*一時保育事業の推進（再掲）	子ども福祉課
*障害児保育事業の実施（再掲）	子ども福祉課
*通常保育事業の拡充（再掲）	子ども福祉課
*延長保育事業の実施（再掲）	子ども福祉課
*乳児保育事業の実施（再掲）	子ども福祉課
*母子家庭等の親への自立、就業支援	子ども福祉課
*子育てに関する相談体制の充実（家庭児童相談室で、家庭における児童の健全育成を図る育児相談及び指導を実施）	子ども福祉課
*母子家庭等日常生活支援（一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣）	子ども福祉課
*児童扶養手当の支給（父親と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育している母親又は養育者に、手当を支給）	子ども福祉課
*母子家庭等に対する情報提供（笠間市母子寡婦福祉会において母子寡婦家庭に情報提供）	子ども福祉課
*労働相談の実施（労働問題の相談及び各助成制度の周知）⇒平成20年度～	商工課
*男女が働きやすい環境づくりのためのフォーラム・セミナー等の開催⇒平成20年度～	秘書課 商工課
*男女が働きやすい環境づくりのための広報及び情報提供⇒平成20年度～	秘書課 商工課
*男女共同参画計画に基づく普及・啓発（事業者、利用者双方へ、育児介護休業制度を周知）	秘書課

(3) 保護が必要な子どもや家庭への支援

【現状と課題】

障害のある子どもが「ノーマライゼーション」の理念のもとに、社会の一員として自立していくことが求められています。そこで、早期発見・早期療育体制を整えるとともに、社会での自立を支援する体制を充実していく必要があります。

今後、保健、医療、福祉、学校などの関係機関との連携を深め、早期発見・早期治療、リハビリテーションなどのサービスの質を高めていく必要があります。

また、障害のある子どもの在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイなどを行い、介護者の負担軽減と障害のある子どもの社会参加の促進に取り組んでいく必要があります。

障害のある子どもの保護者に対しては、教育、就職、医療などの多様な問題に対応できるように相談体制を整えるとともに、障害のある子どもやその家庭を支援するために各種手当の支給などにも努めています。

【施策の内容】

事業一覧	担当課
*ことば・こころの教室（発育に支援が必要な3～5歳児を対象に、小集団・個別指導を実施）	健康増進課
*おひさま教室（月2回、小集団での療育指導・個別相談を実施）⇒岩間地区	健康増進課
*障害児親子通園事業（つくしんぼ）⇒友部地区	健康増進課
*笠間市要保護児童対策地域協議会の設置（再掲）	子ども福祉課
*特殊教育就学奨励費補助（特殊教育を受ける児童を養育する世帯への経済的負担の軽減）	学校教育課
*特殊支援教育の充実	学校教育課
*レスパイトサービス事業（知的障害児通園施設に委託して在宅サービスとして障害児を介護）	社会福祉課
*重度心身障害者医療福祉費の支給	保険年金課
*父子家庭医療福祉費の支給	保険年金課
*母子家庭医療福祉費の支給	保険年金課

※ノーマライゼーション……障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

2 すくすくと子どもが生まれ育つまち

(1) 母子保健、小児医療の充実

【現状と課題】

母子の健康づくりは、生涯を通じて健康な生活をおくり、また子どもを健やかに生み育てるための基礎となっています。しかし、母子を取り巻く環境は急激に変化しており、育児不安や育児虐待などが増える中で、育児支援や相談、指導体制のさらなる充実が求められています。

本市で現在行っている保健事業には、母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、乳幼児健康教育・健康相談、訪問指導などがあります。

母子健康手帳交付時は、母体の健康管理の啓発とともに、妊娠・出産後の支援体制の紹介や勧奨を行うため、母子の健康づくりの第一歩となっています。

乳幼児健康診査では、乳児、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しています。各年齢の健康診査を通じて、乳幼児期の発育・発達の確認を行うとともに、疾病などの早期発見、早期治療に努め、親と子の心身の健康づくりを支援しています。また、育児支援や児童虐待防止の観点から専門スタッフを配置し、育児相談を充実しています。

乳幼児健康教育・育児相談においては、専門スタッフによる保健・栄養・育児指導を通じて、不安や悩みの解消に対応しています。また、乳幼児の事故防止への取り組みとしては、各保健事業の中でチラシの配布などにより、啓発を行い、救急救命士などによる乳幼児の心肺蘇生法や事故防止についての指導をしています。今後も啓発活動を強化するとともに、教室内容の充実に努めることが大切です。

【施策の内容】

事業一覧	担当課
*就学時健診（新就学児に対して、身体・知能検査などの健診を実施）	学校教育課
*学校保健担当者会の開催（市教育委員会と学校保健担当者（養護教諭）の連携を図り、複雑・多様化する児童生徒の心身の問題に対応）	学校教育課
*妊産婦医療福祉費の支給	保険年金課
*乳幼児医療福祉費の支給	保険年金課
*乳幼児健診及び相談事業の充実⇒笠間地区	健康増進課
*母子健康手帳の交付（妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態を記録できる手帳の交付）	健康増進課
*妊婦一般健康診査（妊娠19週までの前期、20週以降の後期に医療機関で行う健康診査）	健康増進課
*ハイリスク妊産婦訪問指導の実施（高齢出産等ハイリスク妊産婦に対する保健師による家庭訪問指導）	健康増進課
*両親学級の実施（初妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習）	健康増進課
*妊産婦健康相談（妊産婦の悩みや不安等に対する保健師による面接や電話による相談）	健康増進課
*新生児訪問（第1子、希望児とその親を対象とした保健師による訪問指導）	健康増進課

事業一覧	担当課
*乳幼児訪問指導（育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導）	健康増進課
*乳幼児健康相談（毎週火、金曜日に実施している乳幼児とその親の育児相談・指導を実施）⇒笠間地区	健康増進課
*2歳児歯科健診	健康増進課
*おひさま教室（健診・相談等で支援が必要とされた幼児と親に対する指導や相談を実施）⇒岩間地区（再掲）	健康増進課
*エイズ予防講演会（市内中学2年生に対しエイズ・性感染症予防の正しい知識の普及・啓発）	健康増進課
*思春期講演会（思春期の子を持つ親に対し、思春期の子が経験する体や心の変化の悩みについて、親が正しい知識を持ち、親としての関わりを学ぶ機会を提供）	健康増進課
*お父さんのための子育て手帳配布	健康増進課
*幼児歯科相談、フッ素塗布の推進	健康増進課
*保育所、幼稚園等の歯科保健指導の実施	健康増進課
*乳児一般健康診査の実施	健康増進課
*乳幼児相談事業の充実⇒友部地区	健康増進課
*父親・母親教室の充実	健康増進課
*親子教室の開催⇒友部地区	健康増進課
*予防接種の充実	健康増進課
*赤ちゃんふれあい体験学習	健康増進課
*子育て交流広場「てんとう虫」⇒友部地区	健康増進課
*3～4か月児相談	健康増進課
*1歳児育児相談	健康増進課
*乳児委託健康診査	健康増進課
*3歳児健康診査	健康増進課
*家庭児童相談事業（家庭における適正な児童養育、家庭福祉向上を図るために児童相談、指導を実施）	子ども福祉課
*ブックスタート事業による子育て支援の充実	図書館

(2)「食育」の推進

【現状と課題】

子どもの教育において、知育・体育・徳育が基本とされてきましたが、これらに加えて近年注目されているのが「食育」です。食は、身体だけでなく、心にも影響し、人間の健やかな成長にかかわってきます。そのため、子どもが心身ともに健やかに成長するには、正しい食習慣を身につけることが大切です。

子どもが正しい食習慣を身につけるためには、保護者自身が正しい食習慣を身につけなければなりません。そこで、保健事業の各教室で、保護者に向けた食習慣の改善に努めていくことも大切です。

【施策の内容】

事業一覧	担当課
*地産地消の推進	農政課
*園庭菜園の実施（幼稚園の園庭に野菜等の栽培をし、収穫の喜びや食に関する興味を喚起）	学校教育課
*食育指導（給食の献立表から毎日栄養指導）	学校教育課
*食育授業（小学校、中学校で栄養士による授業を実施）	学校教育課
*小中学校給食運営協議会の開催	学校教育課
*離乳食教室（4～5か月児を持つ親に対する離乳食の進め方指導や調理実習を開催）	健康増進課
*食生活改善推進員による地域活動	健康増進課
*親子料理教室（各地区小学生、保護者を対象に、食生活改善推進員が企画・運営して料理教室を開催）	健康増進課
*栄養指導（母子の各時期に合わせた栄養に関する助言・指導を実施）	健康増進課
*食育講演会（乳幼児及び小学児童の保護者及び一般市民対象）⇒岩間地区	健康増進課
*妊婦・乳幼児健診や相談時の食事指導及び相談事業の推進	健康増進課
*保健センター、保育所及び幼稚園との連携による食育事業の推進	健康増進課
*食育の推進事業	健康増進課

3 心豊かに子どもが成長するまち

(1) 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

【現状と課題】

今日、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような社会の変化に対応できるように、「生きる力」（自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考える力、心豊かな人間性、健康や体力）を伸ばしていく教育が求められています。

幼児教育では、少子化などによる子どもを取り巻く環境の変化に対応すべく、体験活動や世代間交流の機会の充実、保育士、教員の資質の向上を図るなど、教育内容の充実に努めることが課題となっています。また、園児の安全を確保し、保育効果を高めるために、老朽化した施設の改修や設備の充実にも努める必要があります。

学校教育では、自然体験や社会体験活動など、豊かな体験に基づく心の教育を推進するとともに、情報教育や国際理解教育、環境教育、福祉教育など、変化に対応できる人間の育成に努めています。

教育内容を充実させる一方で、いじめや不登校、ひきこもりなどの教育環境を取り巻く問題にも取り組むことが重要です。そこで、いじめや不登校などの問題に対して、学校、家庭、地域の連携を強化し、相談体制を整えるとともに、早期発見・早期解決に向けた体制を整えていく必要があります。

【施策の内容】

事業一覧	担当課
*男女共同参画の推進（子育てにおける男女共同参画意識の普及・啓発）	秘書課
*乳幼児ふれあい体験の充実（夏休み中の中学生を対象にした育児見学、育児体験）	健康増進課
*思春期教育の充実（保健師や専門家等による保健の授業や講演会の開催）⇒笠間地区	健康増進課
*食生活改善推進員による地域活動（再掲）	健康増進課
*親子料理教室（各地区小学生、保護者を対象に、食生活改善推進員が企画・運営して料理教室を開催）（再掲）	健康増進課
*子育て支援センター事業の推進（再掲）	健康増進課
*結婚相談ボランティア団体の連携（相談ボランティアの情報交換・マリッジサポーターの連絡調整） *結婚相談室事業（結婚を希望する者が、理想の配偶者を得ることができるよう、相談、助言、紹介等を実施）	市民活動課
*いばらき出会いサポートセンター推進事業	市民活動課
*小児生活習慣病予防健診の充実	学校教育課
*職場体験の充実（中学生が様々な職場での体験活動の推進）	学校教育課
*幼稚園・小学校との交流（小学生と就学前児童との交流会を開催）	学校教育課
*個に応じた多様な指導方法の充実（チーム・ティーチング（TT）等の積極的活用によるきめ細かな指導）	学校教育課

事業一覧	担当課
*子ども読書活動推進事業（本を通して子どもの健全な成長を促す事業）	学校教育課
*英語指導助手（ALT）の活用（英語指導助手（ALT）の全市立小中学校への派遣）	学校教育課
*地域人材派遣事業	学校教育課
*道徳教育の充実（日常生活から生きる力を学ぶ）	学校教育課
*教育相談室の充実（教育相談室において来所、電話による相談に対応）	学校教育課
*適応指導教室「かしわの広場」の実施	学校教育課
*こころの相談室（本人及び家族の不安・心配事の相談及び思春期相談）	学校教育課
*心の教室相談員派遣（相談員2名が中学校2校ずつ受け持ち、中学校の相談室にて対応）	学校教育課
*運動部活動への外部指導者の活用	学校教育課
*園庭菜園の実施（幼稚園の園庭に野菜等の栽培をし、収穫の喜びや食に関する興味を喚起）（再掲）	学校教育課
*歯科保健対策の充実（幼児・児童生徒を対象とした歯科保健に関する実地指導と意識の啓発）	学校教育課
*幼児教育についての情報提供	学校教育課
*未就園児に対する地域子育て支援の充実	学校教育課
*幼稚園の安全点検（全職員、専門業者、保護者による点検を実施）	学校教育課
*笠間市幼・保・小連絡協議会の開催（幼稚園、保育所、小学校が連携して、保育・授業参観、合同研修会、相互職場交流研修、園児・児童の交流学习などを開催）	学校教育課
*私立幼稚園就園奨励費補助（私立幼稚園に就園する3～5歳児の保護者を対象とした補助金の交付）	学校教育課
*公立幼稚園の保育料の減免（非課税世帯の保護者に対して減免）	学校教育課
*「いばらき幼児教育特区」認定による3才未満児の幼稚園入園事業	学校教育課
*就学援助費の支給（再掲）	学校教育課
*非行防止活動等ネットワークづくり	学校教育課
*多様な体験活動の機会の充実	学校教育課
*教育相談体制の充実	学校教育課
*適応指導教室における支援事業（もくせい教室）	学校教育課
*中学校の部活動の支援	学校教育課
*学校施設の整備	学校教育課
*幼保小中高の連携	学校教育課
*幼児教育（幼稚園）の支援・充実	学校教育課
*開かれた学校づくり	学校教育課
*学校施設開放（平日夜間、土・日の体育館開放（小・中学校）、土・日の校庭開放（小学校））	学校教育課
*中・高校生への教育対策	学校教育課
*児童館の整備⇒平成21年度～友部地区	子ども福祉課

(2) 家庭における教育力の向上

【現状と課題】

核家族化の進行により家族の形態が変化し、また、地域の連帯感が希薄化した結果、自分が家庭を持つまで、子育てや子どもにかかわることがあまりなく、親としての知識や準備が不足している人が増えています。幼い頃から乳幼児とふれあう機会を設け、母性や父性の育成に努めていくことが必要です。

また、近年、男女共同参画の意識が高まり、男性の育児や家事への参加が求められています。

本市では、講演会や広報などを通じて、次代を担う子どもたちの男女共同参画の促進に努めています。

【施策の内容】

事業一覧	担当課
*子育て講演会の実施（子育て期間中の親が、子どもの成長、発達に伴う関わり方についての講演の実施）⇒笠間地区	健康増進課
*つどいの広場事業の推進⇒平成21年度～	子ども福祉課
*家庭教育学級の開催（市内の幼稚園、小・中学校の保護者を対象に講演会等を実施）	生涯学習課
*ブックスタート事業による子育て支援の充実（再掲）	図書館
*家庭教育に関する学習機会の充実	生涯学習課
*親子で参加できるイベントの開催	生涯学習課
*子ども会等地域活動の機会の充実	生涯学習課
*子育て広場事業「たけのこ」	公民館
*孫育て講座	公民館

(3) 地域活動を通じた地域教育力の向上

【現状と課題】

子どもにとって、家庭外や学校外で得られる体験は、日々の成長を支える不可欠な要素となっています。しかし、都市化、核家族化の進行などにもとまらぬ、地域の人々とのふれあいが希薄となり、地域での教育力が低下しています。「地域の子どもは地域で育てる」ことを再認識し、体験活動などを通じて子ども同士や地域の人々との交流を図り、地域の教育力を向上させていく必要があります。

【施策の内容】

事業一覧	担当課
*子ども会活動（市内の小・中学生を対象に、友遊ランド、矢板市との交流会、宿泊事業などを実施）（再掲）	生涯学習課
*「どんぐり学校」の開催（市内の小学生を対象にした、親子体験、生活体験、自然体験などの体験活動）	生涯学習課
*青少年健全育成の推進（親子ふれあい体験教室、講演会、広報誌の発行、3世代交流会、運動会、お祭りなどを開催、高校生会による子ども会活動や体験活動の支援）	生涯学習課
*地域活動の指導者の育成（指導者育成講習会の開催）	生涯学習課
*「ふるさと教室」の開催（子ども向け講座の開催）⇒岩間地区	公民館
*「図工教室」の開催（子ども向け講座の開催）⇒岩間地区	生涯学習課
*子ども向け講座の開催	公民館
*読み聞かせ おはなしのとびら（読み聞かせ事業）	図書館
*子ども映画会の実施（夏休み、冬休み）	生涯学習課 図書館 公民館
*社会活動の支援（職場体験の充実）	図書館
*高齢者と子どもの交流イベント開催（チャレンジランキング）⇒岩間地区	生涯学習課
*親子による交流・自然体験学習の開催（陶芸教室、門松、しめ縄作り）	生涯学習課
*体験活動の機会の充実（さまざまな体験活動の推進）	生涯学習課
*芸術鑑賞の実施（演劇鑑賞及び美術鑑賞への助成を行う。幼稚園・保育所・小学校及び中学校で実施。）	生涯学習課
*休日における子どもの体験学習の開催	生涯学習課
*図書館を利用した子ども向け講座の開催（工作教室、絵本づくり等の実施）	図書館
*青少年相談事業の充実	生涯学習課

4 にこにこ子どもをつつむまち

(1) 子どもを取り巻く生活環境の整備

【現状と課題】

子どもや子ども連れの親が安心して外出できる環境を整えるためには、幅の広い歩道の整備などをはじめ、公共施設のバリアフリー、さらにはユニバーサルデザインを積極的に取り入れていく必要があります。

近年、都市化や少子化により、「近所に遊び場がない」、「同世代の友達がいない」といったことが問題となっています。今後、子連れでも安心して出かけられるように施設の整備に加え、安全性に配慮した公園の整備も必要です。

【施策の内容】

事業一覧	担当課
*歩道の整備（道路新設改良事業、街路事業の中で整備）	道路整備課
*生活道路の整備事業	道路整備課
*安全な道路環境の整備	道路整備課
*学校における環境衛生検査（シックスクール対策、ダニアレルギー対策）	学校教育課
*通学路の安全確保（通学路の安全点検調査）	学校教育課
*立哨による通学時の安全確保	学校教育課
*あいさつ運動の実施（学校児童生徒、PTA等による登校時のあいさつ運動を推進）	学校教育課
*学校警察連絡協議会の開催	学校教育課
*学校評議員制度（開かれた学校づくりを推進するために、学校評議員制度を充実）	学校教育課
*「子ども110番の家」の設置（子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」を指定）	学校教育課
*防犯講習会の開催(各学校において実施)	学校教育課
*防犯カメラの設置(各学校において設置)	学校教育課
*子どもの安全を守る家の推進	学校教育課
*警察と学校等の関係機関との連携	学校教育課
*「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置促進	学校教育課
*交通安全教室の開催	学校教育課
*子ども向け公園の設置（安全な遊具の設置）（対象は都市公園）	都市計画課
*ファミリー向け公共賃貸住宅の供給（ユニバーサルデザインを考慮した市営住宅の供給）	都市計画課
*生垣設置の推進（緑と潤いのある環境整備）	都市計画課
*地区計画の推進（ゆとりと潤いのある居住環境を確保する）	都市計画課
*都市公園の整備	都市計画課
*建築物（公共施設）のバリアフリー化	事業主管課
*友部駅周辺整備事業に伴う周辺のバリアフリー化	事業主管課
*屋外広告物の撤去(有害広告物の撤去)	都市計画課

事業一覧	担当課
*あいさつ・声かけ運動の推進	市民活動課
*防犯街路灯の整備	市民活動課
*自主防犯活動の推進	市民活動課
*パトロール活動の推進	市民活動課
*健全育成に関する啓発事業（青少年の健全育成に関する啓発紙の配布）	生涯学習課
*青少年相談員の巡回指導（街頭補導活動等による問題行動の早期発見及び未然防止）	生涯学習課
*有害図書立入調査の実施（自動販売機、コンビニエンスストア等の立入調査の実施）	生涯学習課
*子ども会等地域活動の機会の充実（再掲）	生涯学習課
*社会を明るくする運動の推進	社会福祉課

(2) 子どもの安全の確保

【現状と課題】

子どもを交通事故などから守るために、保育所、幼稚園、学校や関係民間団体などと連携し、子どもが安全に過ごせるように環境整備と事故防止の意識啓発が必要です。

また近年、不審者による子どもの殺傷や連れ去りなど、全国的に子どもが巻き込まれる事件が多発しており、今まで以上に子どもを守るための取り組みを強化する必要があります。

【施策の内容】

事業一覧	担当課
<交通安全対策の推進>	
*交通安全教室の開催（幼稚園、小学校、中学校等での交通安全教室の開催）（再掲）	市民活動課
*交通安全運動の推進（警察の協力のもと、春夏秋冬に運動を実施）	市民活動課
*チャイルドシートの貸出先の紹介（笠間市交通安全協会）	市民活動課
<防犯対策の推進>	
*防犯広報活動の推進（市広報車による巡回広報を実施）	市民活動課
*防犯パトロール実施	市民活動課
<被害にあった子どもの保護の推進>	
*犯罪被害支援センターとの連携（笠間地区被害者支援連絡協議会により、犯罪の被害者又はその遺族に対する支援活動を実施）	市民活動課
*自主防犯活動の推進（再掲）	市民活動課
<子どもの安全の確保>	
*防犯灯の整備促進補助	市民活動課
*子どもの安全守る家の推進（再掲）	学校教育課

第4章 目標事業量の設定

1 特定14事業の内容説明

特定14事業とは、国が今後実施する保育サービス等の必要事業量を把握するため、全国の市町村に対して目標数値の提供を求めた事業のことです。これらの数値については、平成16年8月に各市町村が県を通じて国へ報告しております。

事業	内容
通常保育事業	保護者が働いていたり、疾病にかかったりするなど、家庭において保育することができない児童を、保護者に代わり保育所において保育を実施する事業です。
延長保育事業	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を行う事業です。
休日保育事業	就労形態の多様化に対応するため、保育所において、日曜、国民の祝日等に保育を行う事業です。
夜間保育事業	夜間、保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合に、保育所において夜間に保育する事業です。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
一時保育事業	保育の実施の対象とならない就学時児童であって、保護者の疾病・入院、災害・事故、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等により、緊急一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業です。
特定保育事業	児童の保護者のいずれもが、一定程度(1か月当たりおおむね64時間以上)の日時について、当該児童を保育することができないと認められ、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる就学前児童について、必要な日時について保育所で保育する事業です。
乳幼児健康支援一時預かり事業	(病後児保育) 保育所に通所中の児童が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な時期、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペース又は派遣された保育士等が児童の自宅等において一時的に預かる事業です。 (派遣型一時保育) 保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣して保育を行う事業です。
短期入所(ショートステイ)事業	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により、緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、保護者のない児童、虐待されている児童等を入所させるし施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において養育・保護を行う事業です。

<p>夜間養護等(トワイライト)事業</p>	<p>保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。</p>
<p>ファミリー・サポート・センター事業</p>	<p>地域において、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員（100人以上）組織を設立して、会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会や情報交換のための交流会の開催、保育終了後の子どもの預かり等の相互援助活動を行う事業です。</p>
<p>地域子育て支援センター事業</p>	<p>子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の実情に応じた子育て家庭に対する育児支援を行う事業です。</p>
<p>つどいの広場事業</p>	<p>子育て中の親の負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、親と子（おおむね3歳未満）が気軽に集い、交流を図ったり、子育ての相談・援助を実施したり、情報提供、講習会を行う事業です。</p>

2 目標事業量

次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を策定するに当たり、国の方針によりニーズ調査の実施と同調査に基づく特定 14 事業の目標事業量の算出が各市町村に義務づけられています。

笠間市においても、各旧市町で実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果をもとに、特定 14 事業の目標事業量を算出しています。なお、目標値は平成 21 年度までの前期計画における整備数などを示しています。

(1) 定期的な保育などに関する事業の目標

事業		単位	笠間市	笠間地区	友部地区	岩間地区
通常保育事業	現 状	か所数 利用者数	9か所 1,014人	3か所 324人	3か所 390人	3か所 300人
	目 標 値	か所数 児童数	9か所 1,085人	3か所 355人	3か所 430人	3か所 300人
延長保育事業	現 状	か所数 児童数	7か所 71人	1か所 9人	3か所 41人	3か所 21人
	目 標 値	か所数 児童数	9か所 157人	3か所 92人	3か所 41人	3か所 24人
休日保育事業	現 状	か所数 児童数	未実施	未実施	未実施	未実施
	目 標 値	か所数 児童数	3か所 87人	1か所 51人	2か所 10人	3か所 26人
夜間保育事業	現 状	か所数 児童数	未実施	未実施	未実施	未実施
	目 標 値	か所数 児童数	0	0	0	0

事業		単位	笠間市	笠間地区	友部地区	岩間地区
トワイライト ステイ事業	現 状	か所数 児童数	未実施	未実施	未実施	未実施
	目 標 値	か所数 児童数	0	0	0	0
放課後児童健 全育成事業 (放課後児童 クラブ)	現 状	か所数 児童数	14か所 348人	5か所 131人	5か所 163人	未実施
	目 標 値	か所数 児童数	14か所 366人	5か所 149人	6か所 189人	3か所 28人

(2) 一時的な保育などに関する事業の目標

事業		単位	笠間市	笠間地区	友部地区	岩間地区
病後児保育事 業(派遣型)	現 状	か所数	未実施	未実施	未実施	未実施
	目 標 値	か所数	1か所	0	0	1か所
病後児保育事 業(施設型)	現 状	か所数	未実施	未実施	未実施	未実施
	目 標 値	か所数	2か所	1か所	1か所	0
ショートステ イ事業	現 状	か所数	未実施	未実施	未実施	未実施
	目 標 値	か所数	2か所	2か所	0	0
一時保育事業	現 状	か所数	3か所	3か所	未実施	未実施
	目 標 値	か所数	6か所	3か所	1か所	2か所

事業		単位	笠間市	笠間地区	友部地区	岩間地区
特定保育事業	現 状	か所数 定員数	未実施	未実施	未実施	未実施
	目 標 値	か所数	1か所	0	0	1か所

(3) 地域における子育て支援事業の目標

事業		単位	笠間市	笠間地区	友部地区	岩間地区
地域子育て支 援センター事 業	現 状	か所数	3か所	1か所	2か所	未実施
	目 標 値	か所数	6か所	2か所	3か所	1か所
つどいの広場 事業	現 状	か所数	未実施	未実施	未実施	未実施
	目 標 値	か所数	3か所	2か所	0	1か所
ファミリーサ ポートセンタ ー事業	現 状	か所数	未実施	未実施	未実施	未実施
	目 標 値	か所数	0	0	0	0

※ 旧市町の現状・目標値は、平成16年度の数値です。

※ 笠間市は平成17年度の実績をふまえているため、旧市町の数値の合算と異なる場合があります。

第5章 計画の推進

この計画を市全体で実行していくには、住民や関係団体・機関、企業、行政などが常に意識を共有し、情報と意見の交流を図り、一体的な取り組みを進めることが重要です。

また、計画を推進するに当たり、以下のように体制を整備し、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

(1) 地域における推進体制

本計画を地域全体で進めていくに当たっては、家庭をはじめ、保育所、学校、各種団体及び機関、企業、行政などが、各々の役割を認識し、補完しあいながら、充実した子育て環境づくりに取り組んでいきます。

(2) 庁内における推進体制

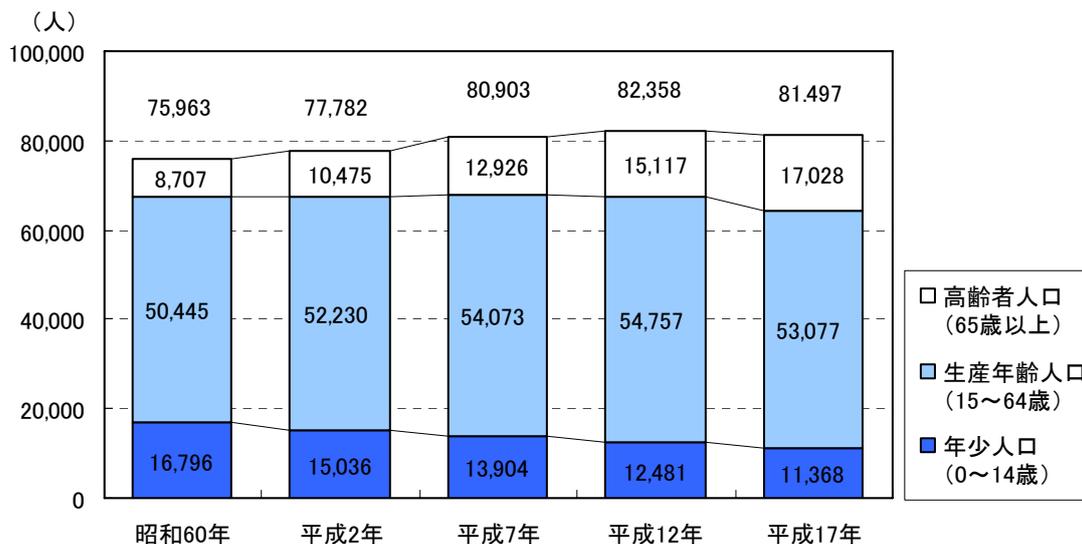
本計画では、福祉や保健、教育に加えて、医療や住宅、生活環境、労働など、多方面にわたって施策が展開されています。それぞれ関連する各課や関連機関との連携を図りながら、計画の進捗状況の調査や課題の検討など、計画の進行管理を行っていきます。

(3) 国・県との連携などによる推進体制

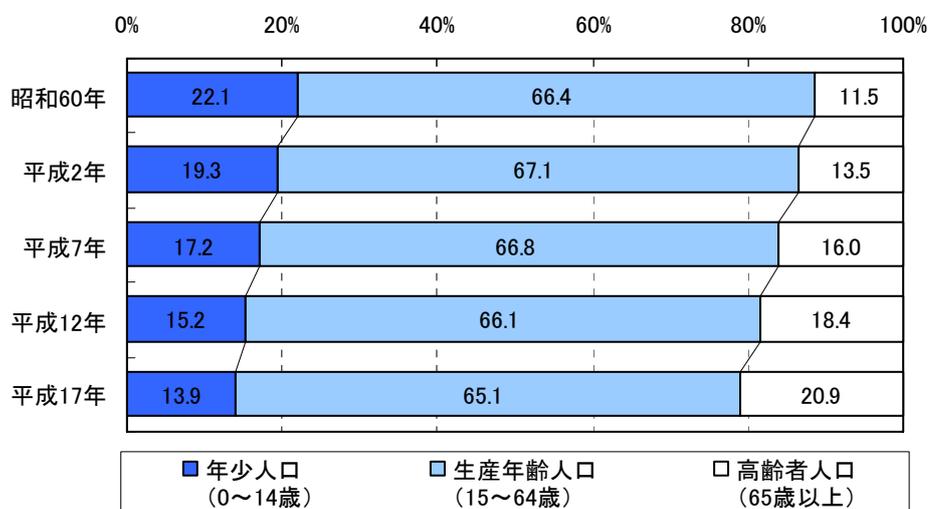
国や県と連携しながら、効果的に本計画の推進を図っていきます。また、施策の優先順位を的確に見極めながら、効果的な財源の確保を行い、計画の実現に努めていきます。

資 料 編

1 笠間市総人口の推移

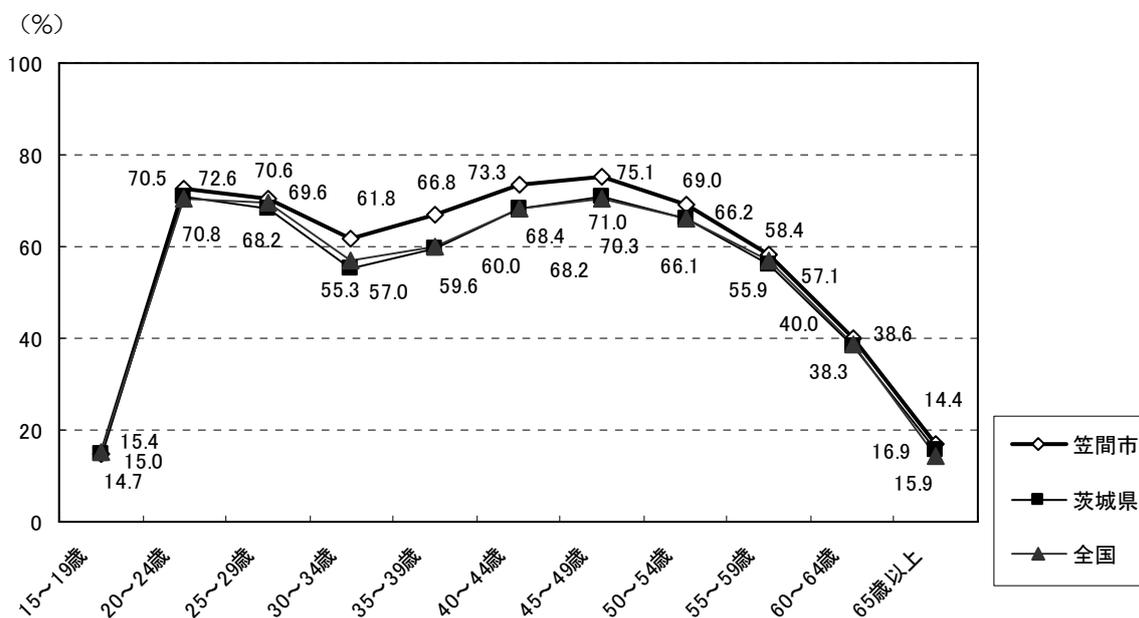


2 笠間市年齢3区分構成比



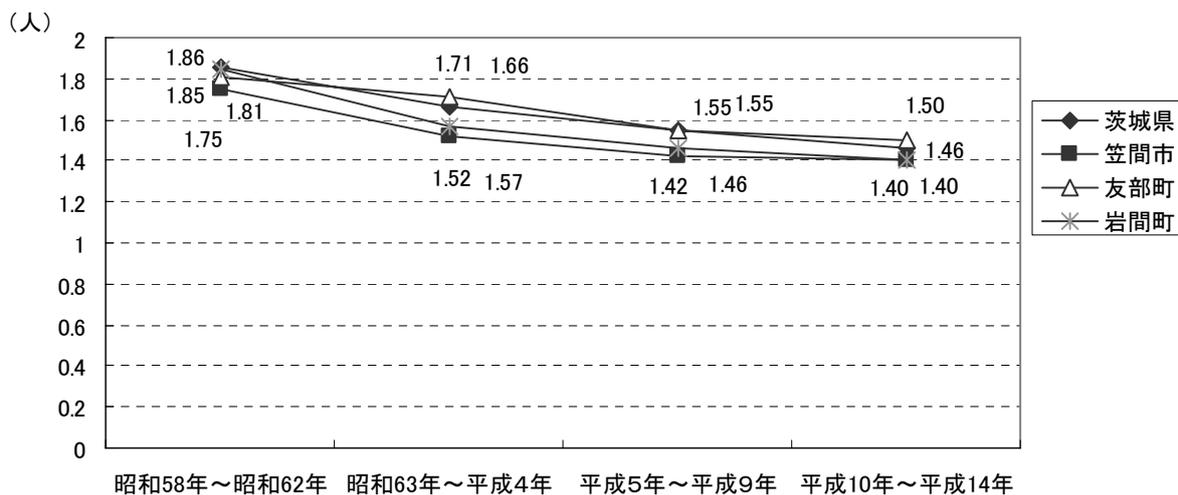
※合併前の旧市町を合算した数値です。

3 笠間市女性の労働力率（平成12年）



※合併前の旧市町を合算した数値です。

4 旧市町別、茨城県合計特殊出生率の比較



5 幼稚園数、入園児童数の推移

平成13年	施設数（園）	学級数	児童総数	3歳未満	3歳以上
笠間市	4	21	482		482
友部町	3	28	697		697
岩間町	2	11	239		239
合 算	9	60	1418	0	1418

平成14年	施設数（園）	学級数	児童総数	3歳未満	3歳以上
笠間市	4	21	460		460
友部町	3	28	706		706
岩間町	2	11	227		227
合 算	9	60	1393	0	1393

平成15年	施設数（園）	学級数	児童総数	3歳未満	3歳以上
笠間市	4	21	473		473
友部町	3	28	668		668
岩間町	2	11	196		196
合 算	9	60	1337	0	1337

平成16年	施設数（園）	学級数	児童総数	3歳未満	3歳以上
笠間市	4	21	471		471
友部町	3	28	665		665
岩間町	2	11	190		190
合 算	9	60	1326	0	1326

平成17年	施設数（園）	学級数	児童総数	3歳未満	3歳以上
笠間市	4	21	475		475
友部町	3	28	671		671
岩間町	2	11	195		195
合 算	9	60	1341	0	1341

6 旧市町の自然動態の推移

1.1~12.31

出生数	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
笠間	221	234	234	241	230	227	231	200
友部	336	339	361	371	378	342	310	306
岩間	137	147	127	116	134	136	128	110
計	694	720	722	728	742	705	669	616

7 旧市町の社会動態の推移

転入者数	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17 (H18.3.17)	H17 (H18.3.31)
笠間	資料なし	資料なし	986	815	856	882	758	674	285
友部	1,529	1,649	1,544	1,468	1,305	1,364	1,353	1,202	
岩間	573	562	522	501	538	508	439	451	
計	2,102	2,211	3,052	2,784	2,699	2,754	2,550	2,327	2,612

転出者数	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17 (H18.3.17)	H17 (H18.3.31)
笠間	資料なし	資料なし	980	796	890	865	831	689	285
友部	1,285	1,382	1,382	1,483	1,430	1,378	1,345	1,225	
岩間	520	579	482	517	541	540	496	406	
計	1,805	1,961	2,844	2,796	2,861	2,783	2,672	2,320	2,605

8 旧市町の保育所数の推移

施設数	H13	H14	H15	H16	H17
笠間	3	3	3	3	3
友部	3	3	3	3	3
岩間	3	3	3	3	3
計	9	9	9	9	9

定員	H13	H14	H15	H16	H17
笠間	279	279	279	279	279
友部	330	330	330	330	360
岩間	300	300	300	300	300
計	909	909	909	909	939

総数	H13	H14	H15	H16	H17
笠間	292	310	307	351	355
友部	440	438	450	432	463
岩間	279	299	329	305	304
計	1,011	1,047	1,086	1,088	1,122

3歳未満	H13	H14	H15	H16	H17
笠間	87	102	103	130	115
友部	185	178	181	187	204
岩間	100	99	118	101	102
計	372	379	402	418	421

3歳以上	H13	H14	H15	H16	H17
笠間	205	208	204	221	240
友部	255	260	269	245	259
岩間	179	200	211	204	202
計	639	668	684	670	701

9 笠間市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成 18 年 3 月 19 日

告示第 41 号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条に基づき、笠間市における次世代育成支援対策の推進に関し、必要となるべき措置について協議するため、笠間市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 笠間市における次世代育成支援対策の推進に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市民、関係団体の代表及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(調査、研究)

第7条 委員長は、必要に応じ市職員及び関係者のうち指名した者に、行動計画に係る調査、研究等をさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部子ども福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 3 月 19 日から施行する。